



EY

Building a better
working world

2020年4月

税務アドバイザリーサービス



タックススポットライト
租税条約

本号の要点:

- ▶ 租税条約によるメリットを十分に活用できていますか
- ▶ 租税条約によるメリットを追求する際の注意事項
- ▶ 推奨事項

租税条約のメリットを十分に活用できていますか

ベトナムと他国との間の租税条約において、減税・免税の余地があるにもかかわらず、企業が多額の税金を支払ってしまっているケースがよく見られます。さらに、租税条約上の便益を追求することは、享受できるメリット以上に多くの管理上の努力を必要とするという一般的な（しかしながら、必ずしも正確ではない）意見もあります。そのため、この課題に関して、本タックスポットライトに記します。

ベトナムは諸外国と 70 以上の租税条約を締結しており、多くの状況において税制上のメリットを提供する可能性があります。現行の税務管理規則においては、租税条約に基づく免税申請の手続きは、以前の規則と比較して大幅に簡素化されています。

ベトナムにおいて、租税条約は所得と資本に対する税金のみを対象としており、関連する租税条約を適用する場合には、以下の税金が免除・減額される可能性があります。

1. 外国契約者税 (FCT) の法人税 (CIT) 部分 :

例えば、外国企業が関連するサービスの提供を伴う機械設備をベトナム企業に販売する場合、ベトナム企業は通常、機械の購入価額に対し 1% の CIT およびサービスの対価に対し 5% の CIT を FCT として支払う責任があります。ほとんどの租税条約において、外國契約者がベトナムに恒久的施設 (PE) を有していない場合には、ベトナムの税務当局は、当該法人に対する CIT が免除されることを認めています。ベトナムの税務当局は、これらの場合における租税条約に基づく免税・減税の適用指針に関し、多くのオフィシャルレターを発行しています。

2. 個人所得税 (PIT) :

ベトナム国内で 1 年のうち 183 日未満滞在し、また海外の会社が給与を負担し、ベトナムに請求されない場合は、外国人労働者に対する個人所得税の免税が適用される可能性があります。

非常勤の形態で駐在員事務所に勤務する駐在員、または外国の請負業者の従業員は、上述の条件を満たす場合、租税条約に基づく免税を適用できる可能性があります。

3. ベトナムでの株式または資本の譲渡から発生した所得に対する資本譲渡税 (CGT) :

企業が「グループ内組織再編」のスキームにおいて、無対価で株式を譲渡し、CGT を申告しなかったケースについて、その後、税務調査により投資費用がベトナムドンに換算されたこと（その際、為替差による利益が発生したこと）により、CGT が課税されたケースがありました。また、その他に売却益を伴う形式で会社が売却され、、税金がベトナムで支払われるケースもみられました。いくつかのケースにおいて、資本譲渡税の二重課税を回避するため、租税条約に基づく免税申請が可能であったケースがありました。

租税条約のメリットを追求する際の注意事項

1. 租税条約の規定は各国によってそれぞれ異なります。ある所得について、一方の租税条約では免除されるが、他の租税条約では免除されないというケースがあります。例えば、利子所得にかかる源泉税はベトナム-フランス間の租税条約では免除されますが、他のほとんどの租税条約では課税対象とされます。機器のレンタルからの収入は、いくつかの租税条約においてはロイヤルティ収入（一般にベトナムでは賃貸収入として5%が課税）に分類されますが、他の租税条約においては、事業所得として分類されます（そのため、ベトナムにおいて PE がない場合、租税条約に基づき CIT が免税されます）。
2. 租税条約における免税・減税の適用は、「実質優先」の原則について着目する必要があります。規制に基づき、ベトナム税務当局は、申告者が租税条約および国内法において、免税・減税を適用できるかどうかを判断するために、当該所得の実質的な「受益者」の評価において、申請者に関するあらゆる要素と状況を検討します。この原則は非常に広く定義されており、現時点では詳細な指針はまだ提示されていません。そのため、企業はケースバイケースで評価する必要があります。さらに、所得の実質的な「受益者」を判定するにあたって、外国企業に関する情報の特定およびアクセスの制限に直面する場合があります。したがって、ベトナム企業は、租税条約における免税・減税を根拠に、外国企業への支払いにかかる FCT の源泉徴収をしない場合においては、その妥当性について説明できるように準備する必要があります。
3. 様々な租税条約において、外国企業の事業所得（例えば、サービスの提供、建設活動、据付活動、保税倉庫を通じた商品の供給などからの所得）にかかる CIT が免除される一般的な条件の 1 つは、外国企業がベトナム国内に PE を持っていないことです。弊社の見解では、おそらく企業と税務当局の間で最も議論となる課題は、PE の解釈についてです。一般的に、ベトナムの税務当局は、租税条約における PE の定義を広く解釈する傾向があります。例えば、ベトナム企業が、保税倉庫を用いたサービスを外国企業に提供する場合、ベトナム企業によるこれらの活動により、外国企業がベトナムに PE を持っていると見なされる可能性があります。
4. CGT について前述したように、持分譲渡の対象となるベトナム企業の総資産が主に不動産で構築されていない（会社の総資産の大部分が不動産以外の資産からなる）場合には、企業は租税条約に基づき、資本譲渡税の免税申請を積極的に検討することができます。このとき、当該法人の資産を動産または不動産（建物に強固に据え付けられた機械・設備、また借地料を一括払いとしている長期土地使用権）のどちらとみなすかが問題となります。企業は、租税条約の免税申請を行うにあたり、不動産と総資産の割合の計算について、単純に財務諸表や会計記録に表示された情報だけに基づくのではなく、資産の実際の稼働状態を考慮した上で、慎重に検討するべきです。

5. 弊社は、ベトナム税務当局は、資本譲渡取引およびその他チャネルの取引にかかる税金を評価するため、企業登録データや他国の税務当局との情報共有などの様々なチャネルを通じて、ベトナム企業の直接保有・間接保有状況の変更について情報を収集しているケースを把握しています。企業は、将来の税務紛争等のリスクを最小限に抑えるために、免税・減税要件に関する自己評価やの首尾一貫したサポートィングドキュメントの準備を行うことが推奨されます。
6. 通常、還付手続きには長い時間がかかるため、一度支払った税金の還付を請求するよりも、租税条約に基づく免税を事前に求める方が望ましいと考えられます。また、租税条約に基づく免税・減税申請の遡及期間は3年間です。
7. 税務監査で既に支払われた税金は、3年間の遡及期間内であれば、還付を受けることができます。そのため、税務調査の結果に基づき税金が支払われている場合でも、租税条約に基づく免税が適用可能かどうかを調査することが望ましいです。
8. ベトナムで税金を支払った外国企業は、自国で税額控除を適用できる場合があります。税額控除の適用要件は、各国の個別の規則により異なりますが、一般的に、租税条約に基づく免税・減税が可能と想定されるとき、外国企業が、まずベトナムにおいて租税条約に基づく免税・減税申請を行わなかった場合、自国での税額控除は否認される可能性があります。

推奨事項

貴社でベトナムにおける租税債務の発生につながる国際取引がある場合、またはそのような取引を検討している場合は、(i) コンプライアンスが適切に守られていること、および(ii) 関連する租税条約に基づく税制上のメリットが最大化されていることを確認するため、租税条約に基づく免税の適用可能性を検討することを推奨します。

弊社は租税条約の適用に関連する機会と課題の特定に関する豊富な経験を有しております、お客様のサポートにおいて多くの成功を収めています。機会や課題の特定、または租税条約に基づく免税に関するサポートをご希望の場合は、弊社担当者、または本出版物に記載されている専門家までご連絡ください。

Contact

Please contact the below EY professionals from EY Consulting Vietnam Joint Stock Company for more information on this update or the Tax Advisory Services.

Ha Noi Office

Huong Vu
huong.vu@vn.ey.com

Partner

Trang Pham
trang.pham@vn.ey.com

Partner

Huyen Nguyen
huyen.thi.nguyen@vn.ey.com

Partner

Nhung Nguyen
nhung.hong.nguyen@vn.ey.com

Associate Partner

Japanese Business Services

Junichi Harada
junichi.harada@vn.ey.com

Associate Director

Korean Business Services

Kyung Hoon Han
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Associate Director

Ho Chi Minh Office

Robert King
robert.m.king@vn.ey.com

Partner

Thinh Xuan Than
thinh.xuan.than@vn.ey.com

Partner

Phat Tan Nguyen
phat.tan.nguyen@vn.ey.com

Partner

Thy Anh Huynh
thy.anh.huynh@vn.ey.com

Partner

Anh Kim Ngo
anh.kim.ngo@vn.ey.com

Partner

Anh Tuan Thach
anh.tuan.thach@vn.ey.com

Partner

Michael Bruno Beckman
michael.beckman@vn.ey.com

Partner

Japanese Business Services

Takahisa Onose
takahisa.onose@vn.ey.com

Partner

Korean Business Services

Cheon Ju Lee
cheon.ju.lee@vn.ey.com

Director

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. Information about how EY collects and uses personal data and a description of the rights individuals have under data protection legislation is available via ey.com/privacy. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2020 EY Consulting Vietnam Joint Stock Company.
All Rights Reserved.

APAC No. 16170401
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com